

龍ヶ崎市長 様

龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書

龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		電話番号	
住 所	〒		
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

世 帯 構 成		単身			
		2人以上世帯	2人以上世帯の場合は、同時に移住した家族の人数 (上記1の申請者は含まない。)	人	
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人	
移 住 支 援 金 の 種 類		就業(マッチングサイト)			就業(専門人材)
		テレワーク		関係人口	起業等

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「個人情報等の取扱いに係る同意書」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、龍ヶ崎市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業・起業等の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業し、又は起業等をした事業を行う意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 龍ヶ崎市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
テレワークでの勤務状況	A 週20時間以上実施している	B 週20時間以上実施していない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに龍ヶ崎市へ報告し、返還手続きをする	A 誓約する	B 誓約しない

※ 上記確認事項の「B」に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間		就業先(社名)	就業地(市区町村名まで)
年 月 日～	年 月 日	年 月勤務	
年 月 日～	年 月 日	年 月勤務	
年 月 日～	年 月 日	年 月勤務	
年 月 日～	年 月 日	年 月勤務	
年 月 日～	年 月 日	年 月勤務	

※ 転入の直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区の会社に在勤していた履歴を記入してください。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
転入から申請までの 間の所属先企業等へ 行く頻度	総勤務日数(日) うち龍ヶ崎市での勤務日数(日)、所属先企業等での勤務日数(日)
申請後に所属先企業 等へ行く頻度(予定)	週・月・年(日)のうち(日程度) 行くことはない その他()
住宅取得	新築・購入 (名義人) 申請者・同一世帯員 登記済・未登記 (理由) 登記完了予定日

※テレワーク及び所属先企業等での勤務状況が分かる書類を添付してください。

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口の内容(該当する欄に○を付けてください)

	流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学し、同大学を卒業した者である	
	大学の在籍期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	親族が本市に居住しており、当該親族が認定農業者である	
	親族の氏名	
	親族の住所	〒

管理コード(茨城県及び龍ヶ崎市使用欄)	
---------------------	--

※ 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」及び別紙2「個人情報等の取扱いに係る同意書」を併せて提出してください。

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 私は、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条第2項の規定による調査、第10条の規定による報告又は立入調査について、茨城県又は龍ヶ崎市から当該調査、報告又は立入調査を求められたときは、それに応じます。
- 2 私は、次に掲げる事由に該当する場合は、要綱第12条の規定に基づき、直ちに移住支援金の全額又は半額を龍ヶ崎市へ返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の期間に龍ヶ崎市から他の市区町村へ転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) (起業等の場合)「わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領」の規定に基づく起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全額
 - (5) 正当な理由なく、要綱第10条の規定による報告又は立入調査に応じない場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に龍ヶ崎市から他の市区町村へ転出した場合：半額

以上のことについて、誓約いたします。

申請者 署名

※本人が自署すること。

個人情報等の取扱いに係る同意書

- 1 龍ヶ崎市は、移住支援金の交付決定及び交付後の定着の確認に必要な範囲において、公簿等により住所等の要件を調査することがあります。
- 2 龍ヶ崎市は、移住支援金の交付決定に当たり、龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)の規定に基づき、申請者及びその世帯員が暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて、警察署その他の官公署に対し、照会をすることがあります。
- 3 龍ヶ崎市は、移住支援金の交付等に関して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法令等の規定に基づき適切に管理し本事業の実施のために利用します。また、龍ヶ崎市は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、茨城県、他の都道府県又は他の市区町村に対して提供し、又は確認する場合があります。

以上のことについて、同意いたします。

申請者 署名 _____

世帯員 署名 _____

署名 _____

署名 _____

※ 世帯員の署名欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。

※ 本人が自署すること。